

住宅公社が安心リフォーム はじめました。

徳島県住宅供給公社（前身の徳島県住宅協会も含む）が分譲した
住宅団地の入居者、または入居予定の方を対象に、
適正で安心・安全なリフォームを行っていただくために、公社が徹底サポートいたします。



窓

リフォーム時期：
20～30年

- スムーズに動かない
- 周囲にカビが発生している
- 窓枠まわりに染みがある

屋根

リフォーム時期：10～20年

- 屋根にコケが生えている
- ベランダの下に染み痕がある
- 屋根の色にばらつきがある

外壁

リフォーム時期：10～20年

- 外壁材にひび割れがある
- コーキングがひび割れている
- 触ると白い粉が手に付く

こんな症状が現れたら、リフォームのサイン！

今すぐチェック！

水まわり

リフォーム時期：10～20年 配管：30～40年

- 蛇口やシンクの下から水漏れがある
- 油污れやカビが取れない
- 排水口のヌメリ、詰まり、臭いが気になる

床・階段

リフォーム時期：10～20年

- 玄関の段差や階段の上り下りがつらい
- 歩いたとき床が沈んだような感じがする
- フローリングの色あせ・剥がれが目立つ

リフォームのことならお気軽にご相談ください。

➡ 詳しくはウラ面をご覧ください。

●お問い合わせは

徳島県住宅供給公社

tel.088-666-3123

771-0134 徳島県徳島市川内町平石住吉209-5(徳島健康科学総合センター3F)

HP <http://www.tokushima-jk.jp>

徳島県住宅供給公社

検索

徳島県住宅供給公社(前身の徳島県住宅協会も含む)が分譲した住宅団地の入居者、または入居予定の方を対象に、適正で安心・安全なリフォームを行っていただくために、公社が徹底サポートいたします。



- 適正なリフォームをアドバイス
- 工事完了時の検査
- 専門家による耐震診断
- アフターサービス
- 信頼のおける施工業者の選定^{※1}
- 施工業者による瑕疵保証
- 工事中の管理
- etc.

※1 施工は原則として公社が選定した業者へ発注しますが、依頼者が施工業者を推薦することができます。この場合、推薦された業者が、受注する資格を有する必要があります。

リフォーム工事の手順



ご存じですか？

アフターサービスと保証 工事内容に応じて、依頼者の要望により工事業者にリフォーム瑕疵保険に加入させるとともに、引き渡し後、一定期間、定期点検を行います。

● 自治体による耐震支援制度<平成29年度> 詳しくはお問い合わせください。

事業	概要
木造住宅耐震診断支援事業	平成12年5月31日以前に着工された木造住宅を対象に、木造住宅の耐震診断を実施するための費用を補助します。また、耐震診断で「倒壊する可能性がある」と判断された建物の補強計画を作成する費用を補助します。
木造住宅耐震改修支援事業	平成12年5月31日以前に着工された木造住宅で、耐震診断により「倒壊する可能性がある」と判断された住宅を対象に、耐震診断で「一応倒壊しない」にする耐震改修工事の経費の一部を補助します。
住まいの安全・安心なリフォーム支援事業	平成12年5月31日以前に着工された木造住宅で、耐震診断により「倒壊する可能性がある」と判断された住宅を対象に、耐震化工事、もしくは耐震化工事と併せて行うリフォーム工事の費用の一部を補助します。(簡易な耐震化工事も含む) ※木造住宅耐震改修支援事業との併用は不可。
耐震シェルター設置支援事業	平成12年5月31日以前に着工された木造住宅で、耐震診断により「倒壊する可能性がある」と判断された現在居住している住宅を対象に、耐震シェルター(徳島県が認定したものに限り)を設置した場合に、費用の一部を補助します。
住替え支援事業	平成12年5月31日以前に着工された木造住宅で、耐震診断により「倒壊する可能性がある」と判断された現在居住している住宅を対象に、建替えや住替えに伴って、耐震性の無い木造住宅を除却する場合に、費用の一部を補助します。

● リフォームによる減税制度 詳しくはお問い合わせください。

	対象工事	減税額
所得税の減税	耐震改修	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、自ら居住する住宅を対象に、現行の耐震基準に適合させるための工事を行った場合。 改修工事費用の10% (1年間/最大25万円)
	同居対応改修	キッチン・浴室・トイレ・玄関の増設など、3世代同居に対応した改修工事(50万円超)を行った場合。 改修工事費用の10% (1年間/最大25万円)
	バリアフリー改修	①50歳以上②要介護・要支援③障害者④65歳以上の親族または②③と同居している方を対象に、バリアフリー改修工事(50万円超)を行った場合。 改修工事費用の10% (1年間/最大20万円)
	省エネ改修	自ら居住する住宅で、平成28年度省エネ基準相当に適合する、省エネ改修工事(50万円超)を行った場合。 改修工事費用の10% (1年間/最大25万円) ※太陽光発電設置時は30万円
	長期優良住宅化リフォーム	一定の耐震改修または一定の省エネ改修工事を併せて行い、増改築による長期優良住宅の認定を受けていること。 改修工事費用の10% (1年間/最大25万円) ※太陽光発電設置時は35万円
固定資産税の減税	耐震改修リフォーム	昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、平成30年3月31日までに耐震改修工事(50万円超)を行った場合。 該当家屋の翌年度分の固定資産税の2分の1減額
	バリアフリーリフォーム	①65歳以上②要介護・要支援③障害者のいずれかが居住する平成19年1月1日以前から所在する住宅で、バリアフリー改修工事(50万円超)を行った場合。 該当家屋の翌年度分の固定資産税の3分の1減額
	省エネリフォーム	平成28年度省エネ基準相当に適合する、省エネ改修工事(50万円超)を行った場合。 該当家屋の翌年度分の固定資産税の3分の1減額
	長期優良住宅化リフォーム	一定の耐震改修または一定の省エネ改修工事を併せて行い、増改築による長期優良住宅の認定を受けていること。 該当家屋の翌年度分の固定資産税の3分の2減額

● リフォーム融資制度 詳しくはお問い合わせください。

住宅金融支援機構 高齢者向け返済特例制度	60歳以上の方が自ら居住する住宅にバリアフリー工事、耐震工事を行う場合。月々の返済は利息のみ。
-----------------------------	---